

特別寄稿

シリーズ「広島教育正常化への軌跡」 なぜ広島教育は狂ったのか 40

広島県公立中学校教諭 立花 一道

桐島聡 新左翼過激派誕生の背景 ③

～革命理論の実践場となった広島～

今回も桐島聡が新左翼過激派になった背景と、武装闘争で暴力革命をめざす新左翼過激派集団の恐ろしさについてお伝えします。まず最初は、「反日革命」の思想を持つ者達が、広島県の公教育に携わる教職員の中に存在し、暴力革命闘争に参加して逮捕された事件から紹介します。教員らが革命理論の実現を目指してテロ活動を展開する事件を起こしたのです。

事件が明らかになった舞台は、昭和44年10月21日、東京です。この日は国際反戦デーとして結集した全共闘や新左翼勢力が違法デモを繰り返して騒乱し、制止に入った警官隊に火焰瓶を投擲、投石するなどして暴徒化します。社会党、共産党、総評などが「共闘」して代々木公園で「中央集会」を開いて「安保体制打破」「沖縄即時無条件全面返還」「佐藤首相訪米阻止」などの狼煙をあげます。これにベ平連(ベトナムに平和を！市民連合)や中核派の反代々木系の学生集団や反戦青年委員会などが加わり、新宿や高田馬場駅などの構内や付近で違法デモ、路上にバリケードを構築し、乗用車をひっくり返して放火するなど過激な行動をとります。体制転覆を狙ったゲリラ的武装闘争の展開です。

逮捕された広島の教師というのは、島本某(28歳 男 安芸郡海田町立海田中)、藤田某(26歳 女 広島市立宇品東小)、隠居某子(26歳 広島市立吉島小)、三浦某子(24歳 比婆郡東城町立始終小)、小川某子(22歳 佐伯郡湯来町立湯来西小)ら5人。いずれも火焰瓶や石を投擲したとして公務執行妨害、凶器準備集合罪で逮捕されました。

10.21 東京集会には広島県から約50人が反戦青年委員会のメンバーとして参加。5人を含め、11人が逮捕されます。女教師4人は、高田馬場駅周辺で中核系反戦青年委部隊として活動し、機動隊に投石したなどの現行犯で逮捕されましたが、投石のために軍手をはめ、タオルで覆面をするなど、とても小学校の教員には見えない格好でした。

なぜ彼ら彼女らは石や火焰瓶を投げて破壊の限りをつくすゲバルト教師になったのでしょうか。調べてみると、藤田、隠居、三浦の3人は広島大学教育学部出身で、いずれも同学部の東雲寮で同居していたことが明らかになりました。東雲寮は、広大学生生活動家の拠点の一つで、ここで鍛え上げられ、洗

脳されたのであろうと、容易に想像できます。藤田の夫は中核派の上部政治団体である前進社の広島支局長をしており、そのためか彼女は学校でも常に闘争的で、校長に対しても政治問題をぶつけていたといいます。学校に校長を敵とする階級闘争を持ち込んでいたのです。小川は尾道短大卒ですが、教員となってから、このような筋金入りの仲間に見込まれて鍛えられ、一気にエスカレートしたのでしょう。

「武装闘争」に参加して逮捕された5人は年休届けを出していましたが、年休が明けても出勤して来ないため、教頭らが代わりに授業をしていました。黙秘権を使っていたため、身元が判明しませんが、新聞記事を見た東京の親類が警視庁の身元確認コーナーの逮捕者写真を見て発覚するなどしています。11月12日、東京地裁に5人が起訴されると、広島県教委はわずか2日後、14日付で、懲戒免職処分(地公法 信用失墜行為の禁止違反)にします。県教委の断固たる対応によるスピード処分です。これに対して反戦青年委「5人の教師を守る会」は、「他の教育労働者の見せしめ、5人を権力の手から奪還するため職をかけても県教委と血みどろの闘いを続け、首を切られても就労する。70年代の闘争を切り開くという意味でむしろ喜びを持って受け止めたい」と対決姿勢を表します。「権力の手から奪還」と、県教委を権力として敵視するスタンスです。5人は全員広教組に加入する組合員でした。広教組は、日教組の組織決定に違反した個人行動として、救援活動はしない、と表明しますが、過激暴力集団に参加した「反戦教師」が他にもまだ多数いることを広教組も次のように書いて認めています。

「暴力集団と機動隊の衝突によって、各所で多くの学生や労働者が逮捕されましたが、その中には個人的に参加した10数人の組合員のうち『5人の教師』が含まれていました。」

組織内には5人の他にまだ多数の「反戦教師」がいるのです。5人の除名は確認できていません。処分をすれば彼らが「反発」あるいは「脱退」するなど組織が分裂してしまうため、それを避けようとしたのだらうと想像できます。(広教組40年誌)

昭和40年8月、解同は、解同のイデオロギーを入れた「同対審答申」を出させました。学校で「解放教育」が児童・生徒に行われていきます。「政治によって部落が作られ、最底辺の身分に落とされ差別が続けられた」といった誤った歴史観、偏ったイデオロギーに基づいた教育が公然と始められます。桐島聡は当時小学校6年生です。この解放教育を受けていきます。

「同対審答申」はどのようにして出されたのでしょうか。

昭和35年の安保条約の改定に反対して、共産党や社会党、労組などが結集して反対闘争を展開します。階級闘争をする団体らが結集した改定阻止の闘争です。解同もこれに加わって、闘争を展開しま

す。この安保改定阻止闘争に加えて解同は昭和 33 年、勤評(勤務評定)反対闘争を日教組と共闘して闘います。警職法(警察官職務執行法)の改正にも反対し阻止します。解同らは、安保騒動で岸内閣を倒した翌月の 35 年 8 月、「同和对策審議会」を内閣に設置する法案を制定、12 月に設置させます。行政闘争を発展させて、国の責任によって同和問題を解決させる、「国策樹立」の闘争を始めたのです。解同は、「同盟代表を多数加えた審議会を発足させ、審議会の決定を尊重せよ」と要求し、審議会の委員に解同を代表する者達を入れるよう要求します。

解同は 36 年 3 月、第 16 回全国大会で、全国闘争する方針を決めます。その方針に従って、全国的な規模で国策樹立の請願闘争を組織して闘争を始めます。各府県・市町村の地方議会で請願を上げさせたり、自治体闘争を活発に展開し、自治体から政府に請願をさせました。地方から中央を包囲する戦術です。全国闘争は、社会党・共産党をはじめ、総評・教組・全日自労・炭労・自治労などと強力に共闘して闘います。安保闘争で共闘した階級闘争をする諸団体がほぼそのままこの部落解放要求貫徹闘争に組織されたのです。9 月 11 日、福岡市で総決起大会を開いた後、東京まで「大行進」を行います。10 月 10 日、東京で「部落解放要求貫徹国民大会」を全国の部落代表の他、社共両党、総評、全日自労など共闘した 2 千人が結集して開き、その後国会請願デモを行います。翌日、集めた 60 万の請願署名をもとに政府各省と団交を行います。国会は、解同から出された請願書を満場一致で採択します。

昭和 37 年、同対審議会は解同の役員を委員に入れて発足します。解同の常任中央委員である北原泰作を委員に、野本武一、米田富ら 2 名を専門調査員にさせます。野本も常任中央委員、米田は統制委員長となっている人物です。解同は、解同の意見を全面的に取り入れるように要求します。

「同対審答申」は 40 年 8 月に出されましたが、内容は解同のイデオロギー＝「解放理論の 3 命題」がそのまま入ったものでした。解同の主張する解放理論の 3 命題とは、①「部落差別の本質」(部落差別の本質は市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないことである)、②「部落差別の社会的存在意義」(経済的には主要な生産力の担い手である農民(今日は労働者)を搾取するため、政治的には民衆を分裂させて支配を容易にするため)、③「社会意識としての差別観念」(部落に対する差別観念は、一般的・普遍的に存在している)です。この 3 命題で書かれたものが内閣が設置した審議会からの答申として出されたのです。

答申は、権力が部落を作ったという政治起源説で述べ、政治に責任を負わせ、行政を糾弾することを正当化するもので、しかもこれまでの日本の伝統や文化を否定する革命の論理で書かれています。

昭和 44 年 7 月、特別措置法(同和对策特別措置法)が制定・施行されます。

《部落解放同盟は、「同対審答申」が出されるや、ただちに「特別措置法」の即時制定を要求して、全国的に運動を展開した。財源的裏付けのある「特別措置法」をめざして闘ってきた。その闘いは、まさに戦闘的なすさまじさを持った運動であった。》(小森龍邦 部落解放運動－その批判と反批判－)

北原と米田は特別措置法の制定にも関与しています。同対審の精神を具体的に政策に反映させるとして、同対協(同和対策協議会)が発足しますが、2人はその委員となっているのです。同対協が「同和対策の促進に関する特別措置法案要綱」を作成し、特別措置法はその要綱を元に法案が作られています。

特別措置法を制定させると、解同はこれを武器として闘争します。

《「答申」を武器とするたたかいを今までやってきたが、これからは「特措法」を武器としたもっと激しいたたかいをやらなければならない》(中央 437 号 昭和 44 年1月5日号)

《今回の「特措法」を一つの踏み台とし、差別行政に反対する地方自治体闘争を激化し、国にその責任を追及していく闘いを更に一層強化しなければならない。そして「同対審答申」の完全実施を目指す闘いをより発展させなければならない。》(中央 448 号 44 年 4 月 25 日号)

特別措置法により同対事業が開始されると、解同は矢田問題などを理由に、組織から共産党系の人々を排除します。解同と共産党系の人々との間での「内ゲバ」です。(38号を参照)。

暴力的な「差別糾弾闘争」を全国的に展開し、地方自治体には矢田問題を認めるか、認めないか、踏み絵にして同和対策事業の窓口一本化を強要し、事業や補助金を独占します。認めない自治体や学校は、糾弾して屈服させます。県立三次高校女子生徒自殺事件(昭和45年12月)、戸手商業高校事件(48年12月)、八鹿高校事件(44年12月)、などが典型例です。(39号を参照)。地方自治体は主体性を失い、解同のイデオロギーに基づいた解放行政、解放教育を行っていきます。

同対審答申に解同の理論を入れることに成功した解同は、解放理論の実証をしていきます。狭山裁判闘争(45年)が典型例です。

《部落の青年が、部落なるがゆえの差別によって、不当に逮捕され、全くのデッチ上げと自白の強要によって無実の罪に落とし入れられ、あまつさえ死刑というもっとも極悪な極刑に処せられようとする。》(中央 490 号)

と主張します。狭山裁判闘争は、社会や権力の差別観念が、差別逮捕、差別判決を出したという、「社会意識としての差別観念」理論で闘争を実践し、それを実証しようとしている闘争です。

《このことは(筆者注:石川氏の逮捕・死刑判決)は、部落解放同盟が明らかにしてきた、社会意識としての差別観念がいかに根強いものであるかを実証しています。》(同490号)

しかし解同が述べている「社会意識」というのは、階級対立・階級闘争のイデオロギーに基づいて主張しているものです。解同自身、次のように述べています。

《われわれが社会意識をとらえる時、敵対的、階級的対立をぬきにして社会意識などというものを考えたこともなければ、どの文章にも書いたことがない。》(中央 475 号)

解同は、「差別糾弾闘争」について、《部落差別の社会的存在意義と差別の本質を明らかにするイデオロギー闘争》と規定しています(中央512号)。糾弾闘争で行政や司法・立法府を屈服させて、解同のイデオロギーを認めさせるのです。

第35回大会(昭和55年)では、「差別糾弾闘争」について、次のように規定しています。

《①狭山再審 ②「地名総鑑」糾弾 ③「特別措置法」強化・改正の3大闘争課題はいうまでもなく、司法権、立法権、行政権(国家権力)に対する差別糾弾闘争なのである。差別糾弾闘争は、すなわち部落解放運動の根幹であることを運動の歴史が示している。》

このように、解同は国家権力を敵として糾弾闘争を行い、糾弾闘争が部落解放運動の根幹であることを明らかにしています。階級闘争して、権力(地方自治体や政府)を屈服させて要求を貫徹するのです。

同対審答申や特別措置法は糾弾の武器とされます。差別事件を口実にこれをテコに、地方自治体や学校などが糾弾され、解同のイデオロギーを認めさせられ、屈服し、主体性を失っていきます。

左翼過激派が行う「武装闘争」とは形が違いますが、「差別行政糾弾闘争」という形で自治体や学校が支配されていったのです。権力を敵としてこれを屈服させようという「階級闘争」としては本質は同じです。

昭和 42 年 11 月に尾道で「尾道アンケート差別事件」という糾弾が行われます。尾道市内の高校生に行ったアンケートの内容に「差別がある」という理由で県教委を糾弾してさまざま約束させた事件です。しかしそのアンケートというのは、尾道市高同教(尾道市高等学校同和教育推進協議会)が作成して実施し、その集計結果を広高教組東部ブロック研究集会で発表して、その研究集会で「差別」とされたものです。それにもかかわらず、このアンケートを「県教育行政の融和性・差別性が噴出した事件」とあると、広高教組と解同が共闘を組んで、市内6高校・県教委を糾弾する「行政闘争」を展開するという理不尽な事件です。激しい糾弾に、参加した教職員はこれまでの教育観を根底から覆されます。この事件の結果、同和教育運動と部落解放運動の連携・共闘が強化されます。高教組運動と部落解放運動は

「強い絆」で結ばれることになりました。団結を強めた広高教組は、42年、早朝1時間の違法ストライキを打ちます(1254名)。

この事件で翌43年には県内の5地区に5名の同和教育推進教員が「枠外」で加配されます。しかもこの配置には、解同・高教組の同意を得ることを条件とし、同和加配教員の授業時数も軽減します。県教委の専管事項である人事権を解同・高教組に握られたのです。両組織の同意が無い限り、人事ができなくなったのです。また、解放を目指す教育を確立することを要求して、週1日の研修日も認めさせます。(自宅で研修、つまり休み)。

糾弾を受けた県教委は42年、「全ての領域で同和教育を基幹にすえた教育を進める」ことを教育の基本方針とします。同和教育が他の何よりも優先する教育の始まりです。教職員の本務ではない、部落解放運動である「地域進出」も公務としてさせられ始めます。

部落研(部落問題研究部)も、設置と育成を重要な取り組みとして学校教育活動に位置づけて積極的に行っていくことを決めています。

教育長がこの糾弾会で追及を受け、学校運営について「上から下への管理主義一本やりでは駄目だ」と言った、この発言を言質にして、多くの学校で組合分会が校長に対して団交を行います。学校現場を教組による組合管理下に置くためです。学校運営について厳しく追及し、校長が部長(主任)を任命することを「管理主義」だと攻撃し、教員らが選挙で決める「公選制」にさせます。校務分掌(校内の役割分担)も、「同和教育推進のための条件づくり」という理屈で、校長が任命する管理体制から「公選制」に変えさせます。階級闘争する組合員らの力による支配です。階級闘争する組合員が多数を占める職場で、多数決によって物事を決める、それを「学校体制民主化の運動」という名で校長に認めさせます。校長の権限を制約する違法な行為です。

そして職員会議も「最高議決機関化」を管理職に認めさせます。分会執行部が議長を務め、職場で多数を占める組合員らが力関係によって物事を決めていきます。そのため職員会議がこれ以降、団交の場、階級闘争の場になります。

左翼勢力が使う「民主主義」とか「民主的な職場づくり」というのは、「階級闘争する人民らの力による支配」、「組合が支配する職場」のことです。「民主団体」というのも同様に「階級闘争する団体」のことです。「民主主義」という定義がそもそも違うのです。階級闘争によって独裁政治をしている北朝鮮が「朝鮮民主主義人民共和国」と名乗っている、「民主主義」はまさにこれです。学校現場は、校長が権限と責任を負って行う「法の支配」から、団交によって校長権限を制約する「確認書」が取られ、「力による支配」にねじ伏せられていったのです。

さらに各高校ではアンケート事件後、「総括運動」が始められます。「解放教育」を行っているか、報告書を作成させて自己批判させ、全員で「点検」するのです。「総括されるのではないか」という恐怖によって現場は支配されていきます。このように公立学校は、解放理論とその実現を目指す解放教育・階級闘争が展開される中で、校長の権限が奪われ、学校現場は組合管理下に置かれていったのです。

44年、日教組は公務員共闘を組織して賃金闘争を行います。広高教組も7月と11月、公務員に禁止されているストライキ＝違法ストを行います。広高教組拡大委員会が断固闘うことを決定し、沖縄奪還、安保破棄を絡めた実力行使の闘争に2618名、2662名もの組合員が違法ストに突入します。ストによって現場を混乱させ、教委を屈服させようという階級闘争です。

桐島聡は先に記した「尾道アンケート事件」があった2年後に尾道北高校に入学します。昭和44年から46年まで在籍しています。部落解放運動と強い絆で結ばれた教員から解放教育を学びます。

同対審答申は、部落民を「窮民革命論」でいう疎外された窮民として表しています。

(「部落民、アイヌ民族、沖縄人など疎外された窮民こそが革命の主体となり得る」と極左暴力集団の一部が主張している「窮民革命論」は39号で紹介しています)。

答申は、封建時代の部落民を「最下級の賤しい身分」、「封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた」存在であったとし、現在も同和問題が「依然として未解決のままで取り残されているのである」と、最底辺で疎外されていると述べています。さらに答申は、部落民を「停滞的過剰人口」と表しています。実はこれ、マルクス主義でいう最底辺に置かれ疎外された窮民のことです。このように答申は部落民を窮民と見なしています。そして答申は部落差別の原因を「わが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている社会的根拠である」と、日本民族の歴史・文化そのものを否定する「反日亡国論」と同じ論理で書いています。35号で紹介したように解同のイデオロギーで書かれた同対審答申は、「反日亡国論」なのです。

解同のイデオロギーも改めて紹介しましょう。解同も「窮民」を集めて闘争を実行しようとしています。解同は「窮民」を組織して「被差別統一戦線」を結成し、日米に反対するアジアなどの人民や社会主義国と国際連帯を強化することを昭和49年度(第29回全国大会)の運動方針で決めています。

筆者が解同の主張を運動方針等からまとめました。まずそれを読んでいただいた上で、解同の運動方針に記した原文を示して説明しましょう。

《「権力が江戸時代に、農民を支配するために最底辺の身分として部落民を作り差別政策をしてきた。近代になって封建的身分はなくなったが、部落民のみが残ることになったのは、資本主義社会の生産関係の中に組みかえて位置づけ、一定の役割を果たさせるためだ。労働者を支配するために部落民を最底辺の失業者の地位に落とし込んで、労働者の低賃金・低生活のしずめとしての役割を果たさせ、部落民と労働者を対立させ、分裂支配する道具として利用するために部落差別を温存助長した。部落民は、マルクス論の相対的過剰人口の3つの形態の最底辺におかれている、つまり窮民である。部落民は「停滞的・慢性的失業者」として「労働者の低賃金・低生活のしずめの役割を果たさせられている」が、それは部落民だけではなく、在日朝鮮人、アイヌ人、沖縄県民、炭鉱離職者なども同じ役割を担わされている。解同は「相対的過剰人口」の中の「停滞的・慢性的失業者」の多くを組織してきた。我々は、この階級におとしめられ、それぞれの差別を受けながら労働市場の底辺を担わされている人々に呼び掛け、共同闘争をつよめて被差別統一戦線を結成し、その中心的役割を担う。さらに日本・アメリカをアジア侵略する帝国主義国として反対する中国・朝鮮人民をはじめとする被圧迫・被抑圧人民との友好を促進し、反戦・平和を名目に社会主義諸国と国際連帯を強化する。」

「解同は、差別糾弾闘争をイデオロギー闘争の場であると考えている。階級意識は常にイデオロギー闘争によって培われる。解同は闘争の中で部落大衆に階級闘争する自覚を育て、部落の完全解放を目指して闘う自覚を促す。」

「解同は、部落の貧困な状態は歴史的、社会的に作られた部落差別の結果であり、「行政」にすべての責任があると認めさせる「行政闘争」に結実させる「解放理論」をもとに闘ってきた。糾弾は、部落民にとって不利益な問題は一切差別として、行政に市民的権利を保障させる階級闘争である。部落差別は支配階級によって部落民を主要な生産関係から除外することによって作り出されたとする階級闘争の立場からとらえている。解放理論は、部落差別をなくす闘いが社会主義をめざす闘いとかく結びついている。部落の完全解放は、日米の帝国主義や独占資本に反対する民主主義革命の達成によるのみなし得ることができる。解同は、部落差別についての解同の認識を持たせる思想闘争を糾弾を通じておこなう。解同は解放理論を身に付け、具体的な闘いの中で活用し、階級闘争を実践して解放理論を実証していく。」

では、解同が運動方針で決めたものを原文で示しましょう。解同は彼らの「解放理論」「部落解放運動」について次のように記しています。

《「解放理論は部落差別をなくす闘いが、まず民主主義を達成する闘いであることを明らかにした。そして同時にまた、この闘いが社会主義をめざす闘いとかたく結びついていることも示している。われわれは、この点について理解を深め、日本における真の民主主義と人民解放をかちとる闘いの重要な一翼をになわねばならない。」

「部落解放運動は、部落の完全解放をめざし部落差別をなくすことを目標において、日本の真に民主主義と人民解放の運動の重要な一翼になってきた。」(中央 685 号)

文中にある「民主主義」は、先にも述べたように「階級闘争する人民らによる支配」と読み替えた方がよいでしょう。解同は闘争が革命・社会主義を目指しているとはっきり示しています。解同が行う様々な闘争は、日本を社会主義国にすることだと言っているのです。

解同は、「被差別統一戦線を結成し、共同闘争を強化し発展させる」、「国際連帯の強化」の方針を決定します。

まず、「被差別統一戦線を結成し、共同闘争を強化し発展させる」ことについて、どのように記しているかみていきましょう。そこには階級闘争の立場に立って窮民を組織しようということが書かれています。

《「われわれがつねに明らかにしてきたように、独占資本が『相対的過剰人口のなかでの停滞的慢性的失業者の地位におとしこむことで部落民に労働市場の底辺をささえさせて一般労働者の低賃金、低生活のしずめとしての役割をはたさせ、政治的には部落差別を温存助長して部落民を一般労働者と対立させ分裂支配する道具として利用している』のである。独占資本は何よりも労働者階級を、政治的、経済的に支配するために、部落差別を温存助長してきた。このことを理解するならば、部落差別をなくす闘いは、部落民だけによって進められるのではなく、労働者階級が自らの課題として取り上げ、闘わなければならないことは明かであろう。労働者階級がみずからの課題として、部落差別にたいする闘いを組むことによって、部落の完全解放をめざす共闘をすすめることができる。～(略)～『相対的過剰人口』は、少数の資本家が大多数の労働者を搾取する資本主義社会にはつきものであって、資本主義が続く限りなくなる。～(略)～現在の社会において、『停滞的、慢性的失業者』として『労働者の低賃金、低生活のしずめの役割をはたさせられている』のは、部落民だけではない。在日朝鮮人、アイヌ人、沖縄県民、炭鉱離職者、あるいは自民党政府の農村切り捨て政策によって土地を奪われた農民などが、同じ役割を担わされている。これらの人々はスラムや、部落の周辺ときには部落の中で生活し、労働市場の最底辺を支えさせられている。歴史的、社会的理由は、もちろん部落とは違うが、最低生活さえ保障されかねている。～(略)～部落解放同盟は部落民によって構成された部落差別をなくし、部落

の完全解放を求める組織である。しかし、同時にこのことによって『相対的過剰人口』の中での「停滞的、慢性的失業者」の多くを組織している。この点からみるならば、もっとも組織しがたい階層を組織し、50年を超える歴史と伝統を持つ団体といえる。これによって停滞的、慢性的失業者階層のなかでもっとも先進的な役割を果たしてきた。われわれは、この自覚の上に立って、この階層におとしめられ、それぞれの差別を受けながら、労働市場の底辺を担わされている人々に対して呼びかけなければならない。われわれ部落民が、同じような経済的地位にあるからといって、これらの人々に代わってたたかうことはできない。しかし、われわれの経験をいかして、それぞれの歴史的、社会的関係を明らかにしてそれぞれの差別とたたかい、生活条件を高める組織を作り、闘いを進めることは可能である。この組織化のために努力しなければならない。このようにして、被差別統一戦線をつくらねばならない。」

「在日朝鮮人・中国人をはじめとする在日アジア諸国人民、アイヌ、沖縄県民はじめ南西諸島出身者、身障者、スラム居住者などの被差別人民に対し、それぞれの差別の歴史性、社会性の相違を明確に認識した上で、被差別青年統一戦線の形成をめざす中心的役割をになう。」

さらに解同は、日本やアメリカ・ヨーロッパを、「侵略と差別的支配をする帝国主義国」とし、革命闘争をするアジア・アフリカ・ラテンアメリカの諸国人民らと国際連帯を強める方針を打ち出します。田中角栄首相が東南アジア諸国を訪問した際のことを取りあげて次のように書いています。

《「田中首相の東南アジア諸国歴訪が、これらの国々の人民の、日本帝国主義の経済侵略、軍国主義化反対のデモと実行使で迎えられたことはけっして偶然ではない。アジア諸国人民の真の独立と民族解放を求める革命闘争は、さらに強まりこそすれ、弱まることはない。われわれは部落差別を温存助長する日本帝国主義のアジア諸国への経済進出が、アジア諸国人民に対する民族差別をともなっていることを忘れてはならない。」》(中央 658号)

田中首相がオイルショックの後の昭和49年1月、経済協力の強化のためタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンなど、東南アジア5カ国を訪問します。タイやマレーシアではデモ、インドネシアのジャカルタでは暴動が起きたのは事実です。しかし実は東南アジア諸国は日本との経済協力の関係強化を熱望していました。東南アジア諸国は、化学肥料を始め鉄鋼、セメント、プラスチック、新聞用紙といった工業原材料はほぼ日本に依存していました。オイルショックを受けて、日本から工業原材料の入手が困難になることは、工業生産の低下・輸出の減少をもたらし、貿易収支の悪化に直結します。東南アジア諸国は田中首相に、工業原材料の安定供給の保障を繰り返して求めていたのが実情です。インドシナ半

島が共産化した危機に東南アジア各国は、日本の投資と貿易によって経済を強靱化し国の独立と安全を保持しようと望んでいたのです。

次に示すように、解同の主張は「日本がアジアを経済侵略している」という、反日武装戦線と同じです。

解同は、沖縄の米軍基地、自衛隊基地を「アジア侵略の基地」とはっきり述べています。

《「ベトナム停戦・米中国交回復・日中国交回復など緊張はやや緩和されたかのようにみえる。しかし、沖縄は依然としてアメリカのアジア侵略の基地であり、自衛隊の移駐によって日本帝国主義のアジア侵略の前線基地となっている。日本帝国主義はアジア・アフリカ・ラテンアメリカへの経済進出を推し進めてきた。」(677号)

「被圧迫、被抑圧人民および社会主義諸国との国際連帯の強化」

「帝国主義の支配と差別に反抗してたたかうアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国人民をはじめ、被圧迫・被抑圧人民との交流を強めよう。今年6月(筆者注:昭和49年)、野間宏らの提唱で、日本・アラブ文化連帯集會が開催されることになっている。わが同盟はこの集會を積極的に支持・支援する。アメリカ・ヨーロッパ帝国主義諸国の侵略と差別的支配と勇敢にたたかっているアラブ諸国人民との連帯を強めるため、交流会を開き、部落解放運動の紹介を行い、部落に案内するなど、全面的な協力を行う」》

(野間宏は小説家・評論家で、「狭山裁判」(岩波新書)などを刊行しています。解同から部落解放運動に大きな貢献を行ったとして、第32回大会(昭和52年)で第1回「松本治一郎賞」を贈られている人物です。アラブ諸国人民というのは、イスラエルを支持する欧米を敵として対立するイスラム主義国、或いはイスラム過激派です。)

日本・アメリカ・ヨーロッパの自由主義陣営諸国を帝国主義国と断じ、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの社会主義諸国・人民・民族が圧迫・抑圧されているという構図です。帝国主義の支配と差別によって圧迫・抑圧されている人民・民族にします。

一方で解同は、アジアにおいて「われわれ自身が民族差別をする側」と位置づけてもいます。日本の労働者を「抑圧民族の労働者階級」と規定する「反日亡国論」と同じ考えです。昭和49年の運動方針で示しています。(部落解放第18回全国青年集會)

《この闘いに際してわれわれ自身が民族差別をする側におかれていることを明確にして、連帯するための前提としてとらえ、権力に向けて連帯して闘うことに全力をあげねばならない。部落の青年は、被差

別青年統一戦線の結成をめざして闘い、在日中国人青年・在日朝鮮青年・在日アジア青年との国際的連帯をめざそう》

被差別統一戦線の結成については、先に述べたように、解同は「形成をめざす中心的役割をになう」ということを決議しています。窮民を組織する中心は解同なのです。しかも部落の青年に被差別青年統一戦線の結成を求めています。

差別を受けている者だけが革命の主体になり得るという「窮民革命論」に影響を受けた桐島らがアジア諸国の反日勢力との連帯を求めて連続企業爆破事件を起こすのはこの翌年、昭和 50 年です。

解同が「被差別統一戦線」を結成する目的は何なのでしょう。

《日米両帝国主義のアジア侵略に対し、中国、朝鮮人民をはじめとする全ての被圧迫人民との真の友好を促進し、反戦平和の連帯行動を強めよう》(677 号 昭和 49 年 7 月 15 日号)

《日本帝国主義のアジアなどにおける、経済的軍事的侵略を打ち砕く闘いをアジアをはじめとする全ての被圧迫人民との友好を深める中でおしすすめよう》(同)

アジアへ経済協力・支援をする日・米を経済・軍事侵略する帝国主義国とし、それを打ち砕くために、連帯しようというものです。「反日包囲網」の形成です。被差別統一戦線は、国内・だけではなく、アジア・世界で「反戦平和の連帯行動」の名の元に作る「反日包囲網」です。その工作の中心を解同が担って行うのです。

「窮民革命論」は「疎外された窮民だけが革命の主体になりえる」と、「疎外された窮民」を特別視していますが、解同も同じように次の主張の通り、部落民だけが資本主義社会でも残されたと、部落民を特別視しています。

《部落民のみが資本主義社会において新たな存在理由をもつものとして組みかえられて今日まで残ることになったのである》(630 号 昭和 48 年 8 月 13 日号)

小森龍邦も、ある階級を特別視した見方を、レーニンの言葉を引用して述べています。対立する共産党を批判する中で、次のように述べています。

《「国家は特殊な権力組織であり、ある階級を抑圧するための暴力組織である。ではプロレタリアートはどの階級を抑圧しなければならないのか？ もちろん搾取階級すなわちブルジョアジーだけである。勤労者に国家が必要なのは、搾取者の反抗を抑圧するためにほかならない。だが、この抑圧を指導し、それを実行することができるのは、徹底的に革命的な唯一の階級であり、ブルジョアジーにたいする

闘争で、ブルジョアジーを完全に一掃するために、すべての勤労被搾取者を団結させる能力のある唯一の階級であるプロレタリアートだけである。日共は、この通りの理論を継承して闘っているのだろうか。」(部落解放運動―その批判と反批判―、小森龍邦著)

文脈から見ると、この革命理論をきちんと継承しているのは解同であるということを知りたいのだと読めます。

「勤労被搾取者を団結させる能力のある唯一の階級」とは、「形成を目指す中心的役割をめざす」と先に示した解同の方針からみて被差別階級、部落民をさしていることは間違いないでしょう。

「解同が中心となって窮民にオルグを図って彼らを取り込み被差別統一戦線を結成する。」

被差別統一戦線の結成は、この革命理論を継承し実行したものです。

桐島が高校で、他に何か影響を受けたものは無かったのでしょうか。調べてみると、広高教組も日本企業を「アジア諸国の人民の血をすすって肥え太った日の丸企業」と批判しています。反日アジア武装戦線が三菱を「商売の仮面の陰で死肉をくらう日帝の大黒柱」と批判する、これとまさに同じ考えなのです。「40年誌」に次のように書いています。

「朝鮮特需に次ぐベトナム特需、そしてこのタンカー特需と、日本経済は戦乱の度に発展を続けた。まさに “アジア諸国の人民の血をすすって肥え太った日の丸企業” と言われてもいたしかたあるまい」

このように、アジアで活躍する日本企業を敵視する広高教組の教員らのもとで教育を受けているのです。(続く)